

計算書類に対する注記(法人本部拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・賞与引当金
 - 職員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額の内当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㊸))
- ア 法人本部
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㊹))
- ア 法人本部

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	242,182,144			242,182,144
合計	242,182,144			242,182,144

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当事項はありません。

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	75,141,739 円
計	75,141,739 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)(すなご拠点及び甲寿園拠点分)	25,000,000 円
計	25,000,000 円

計算書類に対する注記(法人本部拠点区分用)

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地	242,182,144		242,182,144
その他の固定資産			
構築物	4,245,000	1,514,174	2,730,826
車輛運搬具	2,205,250	2,205,248	2
器具及び備品	8,498,150	4,386,561	4,111,589
合計	257,130,544	8,105,983	249,024,561

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収補助金	144,386		144,386
立替金	2,668		2,668
前払費用	74,520		74,520
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	6,000,000		6,000,000
拠点区分間長期貸付金	37,860,000		37,860,000
合計	44,081,574		44,081,574

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

11. 重要な後発事象

令和3年度に基本財産である小松町2丁目15番1(383.06㎡)の土地(帳簿価額96,048,900円)を売却する予定である。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1)再建築積立金

・新たに4,300,000円を積み立てた。

(2)建築積立金

・新たに15,000,000円を積み立てた。

(3)修繕積立金

・新たに3,900,000円を積み立てた。

(4)備品等購入積立金

・新たに500,000円を積み立てた。